（定義）
第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
⑴　物品等　動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和45年法律第48号）第２条第１項第10号の２に規定するプログラムをいう。
⑵　特定役務　改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表５に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表６に掲げる建設サービス（以下「建設工事」という。）に係る役務をいう。
⑶　調達契約　物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあっては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第57号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
⑷　一連の調達契約　特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。
（適用範囲）
第３条　この規則は、調達契約に係る予定価格（物品等の借入れに係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあっては、借入期間又は提供を受ける期間の定めが12箇月以下の場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが12箇月を超える場合は当該期間における予定賃借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、１箇月当たりの予定賃借料又は１箇月当たりの特定役務の予定価格に48を乗じて得た額とする。）が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上の額であるもの（以下「特定調達契約」という。）に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡（加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。）をするために直接に必要な特定役務（当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。）又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。
⑴　物品等の調達契約　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）（以下「国の特例政令」という。）第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
⑵　特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額
⑶　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
⑷　特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
２　前項に規定する予定価格は、単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。
（競争参加者の資格に関する審査等）
第４条　一般競争又は指名競争に参加する者に必要な資格（以下「競争参加者資格」という。）が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、一般競争又は指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
２　競争参加者資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、当該資格の基本となるべき事項並びに前項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示しなければならない。
３　前項の公示においては、次の各号に掲げる事項を明らかにしなければならない。
⑴　調達をする物品等又は特定役務の種類
⑵　競争参加者資格の有効期間及び当該期間の更新手続
（一般競争の公告）
第５条　特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、原則として、平成３年11月19日アクションプログラム実行推進委員会が作成した政府調達に関する申合せを踏まえ、その入札期日の前日から起算して少なくとも50日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札の公告において、その後の契約に係る入札の公告において24日以上50日未満の入札期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告をしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を10日までに短縮することができる。
２　入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項ただし書の規定による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。
（一般競争について公告をする事項）
第６条　前条第１項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項についてするものとする。
⑴　競争入札に付する事項
⑵　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
⑶　契約条項を示す場所
⑷　競争執行の場所及び日時
⑸　入札保証金に関する事項
⑹　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告の日付
⑺　契約規則第８条第１項に規定する競争参加者資格の審査申請の時期及び場所
⑻　第10条に規定する文書の交付に関する事項
⑼　落札者の決定の方法
２　前項の規定による公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。
３　第１項の規定による公告において、契約を担当する職員の氏名及びその所属する部室等の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。
⑴　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
⑵　入札期日又は契約規則第８条第１項に規定する競争参加者資格の審査申請の時期
⑶　契約を担当する職員の氏名及びその所属する部室等の名称
（指名競争の公示等）
第７条　特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第５条第１項の規定の例により、公示をしなければならない。
２　前項の規定による公示は、前条の規定により一般競争について公告をするものとされている事項のほか、契約規則第23条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件についても、するものとする。